

一宮町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年 4月 | 日

一宮町長

馬淵昌也

一宮町告示第 24 号

一宮町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

一宮町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱（令和4年一宮町告示第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第3条中「次のとおり」を「別表2の補助対象設備ごとの要件を満たすもの」に改め、同条各号を削る。

第4条中「次の要件」を「別表3の共通要件及び別表4の補助対象設備ごとの要件」に改め、同条各号を削る。

第5条第1項中「別表2」を「別表5」に、「別表3」を「別表6」に改め、同条第3項中「集合住宅」の前に「個人による」を加える。

第6条中「補助対象設備の設置工事等」を「補助事業」に改め、「（第3条(5)ウに該当

する住宅を取得する場合には、住宅の引渡しを受ける前)」を削り、「次」を「別表7及び別表8」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、補助対象設備が電気自動車、プラグインハイブリッド自動車 又は集合住宅用充電設備である場合に限っては、工事着手後着手後の提出でも差し支えない。

第6条各号を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項に定める補助事業の着手は、補助事業を実施する者が居住の用に供するために、未使用の家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム又はV2H充放電設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された住宅を取得する場合にあっては当該住宅の引き渡しとし、その他の場合にあっては、補助事業に係る工事等の着手とする。

第10条中「次」を「別表9及び別表10」に改め、同条各号を削る。

第14条第2項中「大蔵省」の次に「令」を加え、「家庭用燃料電池システムにおいては6年、定置用リチウムイオン蓄電システムにおいては6年、窓の断熱改修においては10年、太陽熱利用システムにおいては15年、電気自動車においては4年、プラグインハイブリッド自動車においては4年、V2H充放電設備においては5年」を「別表11のとおり」に改める。

別表3中「

設備の種類	補助金の額
-------	-------

」を「

補助対象設備の種類	補助金の額
-----------	-------

」に、「

窓の断熱改修	補助対象経費×1/4 上限8万円
--------	---------------------

」を「

窓の断熱改修	補助対象設備を導入する住宅が、別表2「窓の断熱改修」の(2)ア又はイに該当する場合 補助対象経費×1/4 上限8万円
--------	--

」に改め、同表太陽熱利用システムの項を削り、同表を別表6とする。

別表2中「

設備の種類	補助対象経費
-------	--------

」を「

補助対象設備の種類	補助対象経費
-----------	--------

」に、「

窓の断熱改修	<p>設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等）</p> <p>※網戸、雨戸等の窓附属部材費は対象経費に含まない。</p>
--------	---

」を「

窓の断熱改修	<p>設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等）</p> <p>※網戸、雨戸等の窓附属部材費は対象経費に含まない。</p> <p>※ガラスが付随するドアそのものの本体及びその交換に要する工事費は対象経費に含まない。</p>
--------	---

」に改め、同表太陽熱利用システムの項を削り、同表を別表5とする。

別表1中「

設備の種類	設備の要件
-------	-------

」を「

補助対象設備の種類	補助対象設備の要件
-----------	-----------

」に改め、同表定置用リチウムイオン蓄電システムの項中「令和3年度」を「令和4年度」に改め、同表中「

窓の断熱改修	<p>既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するに当たり、国が令和3年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団に</p>
--------	---

	<p>より登録されているものであること。加えて、1居室単位で外気に接する全ての窓の断熱化をすること。</p> <p>※居室とは、居住、作業、娯楽などの目的のために継続的に使用する、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいう。（空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、居室を区切る仕切りとして認められない。）</p> <p>補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋等</p> <p>補助対象外：キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等</p> <p>※例として、リビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1居室と判断し、リビングの窓だけでなく、それらも含め断熱改修が必要となる。</p> <p>※換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア・勝手口ドアに附属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできる。</p>
--	--

」を「

<p>窓の断熱改修</p>	<p>既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修（内窓の設置を含む。）するに当たり、国が令和3年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。加えて、1室単位で外気に接する全ての窓の断熱化をすること。</p> <p>※室とは、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいう。（空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、室を区切る仕切りとして認められない。）</p> <p>補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋、キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等</p>
---------------	---

	<p>※例として、リビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1室と判断し、リビングの窓だけでなく、それらも含め断熱改修が必要となる。</p> <p>※換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア・勝手口ドア、玄関ドアに附属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできる。</p>
--	--

」に改め、同表太陽熱利用システムの項を削り、同表電気自動車の項中「令和3年度」を「令和4年度」に改め、同表プラグインハイブリッド自動車の項中「ガソリン・電気」の次に「又は「軽油・電気」」を加え、「令和3年度」を「令和4年度」に改め、同表V2H充放電設備の項中「電気自動車等」を「電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）」に、「令和3年度」を「令和4年度」に改める。

別表1の次に次の3表を加える。

別表2（第3条）補助対象設備を導入する住宅の要件

補助対象設備の種類	補助対象設備を導入する住宅の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	<p>次の各項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅。</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために町内に新築する住宅。</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された町内に所在する住宅。</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 町への実績報告の日までに住宅用太陽光

	<p>発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。</p> <p>(2) 次の各項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する（市・町・村）内に所在する住宅。</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために町内に新築する住宅。</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された町内に所在する住宅。</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅。</p>
窓の断熱改修	<p>(1) 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。</p> <p>(2) 次の各項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅。</p> <p>イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅。</p>
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	<p>(1) 町への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車等に充電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。</p>

	<p>(2)町への実績報告の日までに補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅であること。</p> <p>(3)別表6において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、町への実績報告の日までにV2H充放電設備を設置していること。なお、V2H充放電設備は、新設・既設を問わない。</p>
V2H充放電設備	<p>(1)町への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。また、電気自動車等は、新規導入・導入済みを問わない。</p> <p>(2)次の各項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅。</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために町内に新築する住宅。</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された町内に所在する住宅。</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅。</p>

別表3 (第4条) 補助対象者の要件 (共通要件)

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
第2条第1項に掲げるすべての補助対象設備	(1)町に納付すべき税を滞納していないこと。

(2) 設備の設置費等を負担し、設備等を所有すること。（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。）

(3) 補助対象設備の導入をリースで行う場合には、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとする。また、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。なお、リース契約については、次のいずれかを満たすことを要件とする。

ア リース期間が第14条第2項に規定する財産処分制限期間以上の契約となっていること。

イ アを満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。

別表4（第4条）補助対象者の要件（補助対象設備ごとの要件）

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム※、V2H充放電設備	<p>(1) 町内に住所を有する個人であること。（町への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。）</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅において、設</p>

	<p>置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、一宮町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱又は一宮町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。</p>
<p>窓の断熱改修</p>	<p>補助対象設備を導入する住宅が、別表2「窓の断熱改修」の(2)ア又はイに該当する場合</p> <p>(1)町内に住所を有する個人であること。(町への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。)</p> <p>(2)補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>(3)補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、一宮町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱又は一宮町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。</p>
<p>電気自動車、プラグインハイブリッド自動車</p>	<p>(1)町内に住所を有する個人であること。(町への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。)</p> <p>(2)補助対象設備を導入する住宅において、導入する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、申請者が一宮町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けて</p>

いないこと。

別表6の次に次の5表を加える。

別表7（第6条）交付申請書の添付書類（共通して必要となるもの）

補助対象設備の種類	交付申請書の添付書類
第2条第1項に掲げるすべての補助対象設備	(1) 補助対象設備の概要（様式第1号別紙1） (2) 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し） (3) 貸与料金の算定根拠明細書（様式第1号別紙2）※1 ※1補助対象設備の導入をリースで行う場合に限り必要。 (4) 町に納付すべき税の納税証明書の写し (5) 法人に係る登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し※2 ※2 補助事業を実施する者が法人である場合に限り必要。 (6) その他町長が必要と認める書類

別表8（第6条）交付申請書の添付書類（補助対象設備ごとに必要となるもの）

補助対象設備の種類	交付申請書の添付書類
家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、V2H充電設備	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し (2) 補助対象設備の設置予定図面 (3) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
窓の断熱改修	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し

	(2) 補助対象設備の設置予定図面(窓の断熱改修においては、平面図、立面図平面図、立面図) (3) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車	補助対象設備の技術仕様が確認できる書類 (カタログ又は仕様書等) の写し

別表9 (第10条) 実績報告書の添付書類 (共通して必要となるもの)

補助対象設備の種類	実績報告書の添付書類
第2条第1項に掲げるすべての補助対象設備	(1) 補助対象設備の概要 (様式第6号別紙) (2) 補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類・内訳書の写し※1 ※1補助対象設備の導入をリースで行う場合は不要。 (3) 住民票の写し※2 ※2補助事業を実施する者が個人である場合に限り必要。

別表10 (第10条) 実績報告書の添付書類 (補助対象設備ごとに必要となるもの)

家庭用燃料電池システム (エネファーム)	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (3) 補助対象設備を設置する住宅が別表2「定置用リチウムイオン蓄電システム」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類

窓の断熱改修	<p>(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真</p> <p>(2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し※※窓の性能を証明する書類の写しでも差し支えない。</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅が別表2「窓の断熱改修」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類</p>
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	<p>(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（保管場所において撮影した写真）</p> <p>(2) 補助対象設備を購入する者が居住する住宅が別表2「電気自動車、プラグインハイブリッド自動車」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類</p> <p>(3) 自動車検査証記録事項の写し</p> <p>(4) 別表6において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを証する書類</p>
V2H充放電設備	<p>(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真</p> <p>(2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅が別表2「V2H充放電設備」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類</p>

別表11（第14条）財産処分制限期間

補助対象設備の種類	財産処分制限期間
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	6年

定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
窓の断熱改修	10年
電気自動車	4年
プラグインハイブリッド自動車	4年
V2H充放電設備	5年

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 (第6条関係)

一宮町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

年 月 日

一宮町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

一宮町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けたいので、一宮町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助対象設備の種類 ※該当設備に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池 (エネファーム) <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 窓の断熱改修 <input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車 <input type="checkbox"/> V2H充放電設備
補助対象設備を導入する住宅等の所在地	
補助金交付申請額	円
補助対象設備の概要	別紙のとおり
補助対象設備を設置する建物等の種類別 ※窓の断熱改修は1のみ	1 既存の住宅に補助対象設備を設置する。 2 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する。 3 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する。 (2、3の場合 入居予定 年 月)
補助対象設備を設置する住宅等の所有者氏名	
※申請者と所有者が異なる場合は下記に所有者の署名をお願いします。(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車を除く。) 私は、私の所有する住宅に補助金申請者が一宮町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付対象となる設備を設置することについて、同意しています。	
私の町税の納付状況について町長が確認することに 同意します。 同意しません。 (該当するものに○) ※同意したときは、町に納付すべき税の納税証明書の写しの提出は必要ありません。	

(交付申請書の添付書類)

【共通】

- 補助対象設備の概要（第1号様式別紙1）
 - 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し）
 - 貸与料金の算定根拠明細書（第1号様式別紙2）※1
- ※1 補助対象設備の導入をリースで行う場合に限り必要。
- 町に納付すべき税の納税証明書の写し

【家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、V2H充放電設備】

- 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
- 補助対象設備の設置予定図面
- 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真

【窓の断熱改修】

- 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
- 補助対象設備の設置予定図面（平面図、立面図）
- 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真

【電気自動車、プラグインハイブリッド自動車】

- 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し

様式第1号（別紙1）

補助対象設備の概要

1 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

製造者名		
品名番号（発電ユニット）		
品名番号（貯湯ユニット）		
発電出力（kW）		
停電時自立運転機能		<input type="checkbox"/> あり
事業期 間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

2 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名		
パッケージ型番		
SII登録年月日		
蓄電容量（kWh）		
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○
県の補助金との関係 ※リースの場合のみ		<input type="checkbox"/> 県が実施する補助金の交付を重複して申請するものではありません。
事業期 間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

3 窓の断熱改修

メーカー名		
SII/北海道環境財団登録番号		
製品名		
事業期 間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

補助対象経費の4分の1 (1,000円未満切り捨て)	円
-------------------------------	---

4 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

メーカー名・車名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○ <input type="checkbox"/> 発電した電気を電気自動車等に充電できる。
V2H充放電設備 ※該当する方に <input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○ <input type="checkbox"/> なし
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名	
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

5 V2H充放電設備

メーカー名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○
電気自動車等		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円
補助対象経費の10分の1 (1,000円未満切り捨て)		円

様式第1号（別紙2）

貸与料金の算定根拠明細書

一宮町長 様

リース事業者 住 所
名 称
代表者職・氏名
電 話 番 号

リース先 住 所
氏 名
電 話 番 号

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。
また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

対象設備	リース期間 (月数)	補助金額			リース料総額 ※前払金を含む、税抜き金額		
		〇〇市町村 補助金(a)	国の 補助金(b)	合計(c) ((a) + (b))	補助金なし の場合(d)	補助金あり の場合(e)	差額(f) ((d)-(e))

(注意事項)

- 補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
- 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- 〇〇市町村補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第10条関係）

一宮町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書

年 月 日

一宮町長 様

届出者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって一宮町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付決定を受けた補助対象設備の導入が完了したので、一宮町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助金交付決定額	円
工事完了日 ※電気自動車・プラグインハイブリッド自動車にあつては自動車検査証の登録日	年 月 日
私の住民登録について町長が確認することに、 同意します。 ・ 同意しません。 ※同意したときは、添付書類のうち住民票の写しの提出は必要ありません。	

下記を確認し、該当するものに☑

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 補助対象設備は未使用品（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車にあつては新車）である。 |
| <input type="checkbox"/> 補助対象設備は各法令、制度、手続等に準拠し、設置等されている。 |

（実績報告書の添付書類）

【共通】

- 補助対象設備の概要（様式第6号別紙）
- 補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類・内訳書の写し^{※1}
 - ※1 補助対象設備の導入をリースで行う場合は不要。
- 住民票の写し^{※2}
 - ※2 補助事業を実施する者が個人である場合に限り必要。
- その他町長が必要と認める書類

【家庭用燃料電池システム（エネファーム）】

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し

【定置用リチウムイオン蓄電システム】

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- 補助対象設備を設置する住宅が要綱別表2「定置用リチウムイオン蓄電システム」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類

【窓の断熱改修】

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し*
- ※ 窓の性能を証明する書類の写しでも差し支えない。
- 補助対象設備を設置する住宅が要綱別表2「窓の断熱改修」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類

【電気自動車、プラグインハイブリッド自動車】

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（保管場所において撮影した写真）
- 補助対象設備を購入する者が居住する住宅が要綱別表2「電気自動車、プラグインハイブリッド自動車」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類
- 自動車検査証記録事項の写し
- 要綱別表6において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを証する書類

【V2H充放電設備】

- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- 補助対象設備を設置する住宅が要綱別表2「V2H充放電設備」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類

1 家庭用燃料電池システム (エネファーム)

製造者名	
品名番号 (発電ユニット)	
品名番号 (貯湯ユニット)	
製造番号	
発電出力 (kW)	
工事完了日	年 月 日
停電時自立運転機能	<input type="checkbox"/> あり
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円

2 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名	
パッケージ型番	
SII登録年月日	
製造番号	
蓄電容量 (kWh)	
工事完了日	年 月 日
住宅用太陽光発電設備	<input type="checkbox"/> あり (新設・既設) ※該当するものに○
県の補助金との関係 ※リースの場合のみ	<input type="checkbox"/> 県が実施する補助金の交付を重複して受けるものではありません。
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円

3 窓の断熱改修

メーカー名	
SII/北海道環境財団登録番号	
製品名	
既存住宅への設置	<input type="checkbox"/> 設備の設置工事着工日は、設置する住宅の建築工事完了日以降である。
工事完了日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円

補助対象経費の4分の1 (1,000円未満切り捨て)	円
-------------------------------	---

4 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

メーカー名・車名		
型式		
登録年月日/交付年月日		
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○ <input type="checkbox"/> 発電した電気を電気自動車等に充電できる。
V2H充放電設備 ※該当する方に <input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○ <input type="checkbox"/> なし
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名	
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

5 V2H充放電設備

メーカー名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○
電気自動車等		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○
工事完了日		年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円
補助対象経費の10分の1 (1,000円未満切り捨て)		円

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。